

件名	愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>耐震化指定医療機関が行う耐震化整備事業の事業計画の完了時期に合わせるため、基金事業の実施期限を4年延長する。</p> <p>(現行)平成23年3月31日      (改正)平成27年3月31日</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他の参考事項】</p> <p>基金の残額の処分</p> <p>基金は平成27年3月31日限りで廃止し、残額があるときは国に返還する。</p>	